

つくるう！次の世代に誇れるまちを

平成30年度(2回目)

香南市職員採用試験 受付中

■次のいずれかに該当する人は受験できません

- ①成年被後見人または被保佐人
- ②禁こ以上の刑に処せられその執行を終えるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③香南市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ④日本国憲法施行の日(昭和22年5月3日)以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人



ぼくの輝く未来を
つくってくれる人、募集中です!!

試験区分・採用人数・資格

- **初級事務Ⅰ…1人程度**
・昭和63年4月2日～平成13年4月1日までに生まれた人
- **初級事務Ⅱ…1人程度(身体障害者対象)**
・昭和58年4月2日～平成13年4月1日までに生まれた人
・障害の程度が1級から6級までの身体障害者手帳の交付を受けている人
※試験当日に身体障害者手帳を持参してください
- **保育士・幼稚園教諭…1人程度**
・昭和58年4月2日以降に生まれた人
・両免許を有する人、または平成31年3月31日までに免許を取得できる見込みの人
- **保健師…1人程度**
・昭和58年4月2日以降に生まれた人
・保健師免許を有する人、または平成31年3月31日までに免許を取得できる見込みの人
- **民間企業等職務経験者 一般事務…1人程度**
・昭和58年4月2日～昭和63年4月1日までに生まれた人
・ひとつの民間企業等での職務経験が連続して5年以上ある人で、豊富な知識経験を活かし、「即戦力」として活躍していただける人

締切間近です!
志望する人はお早めに

受付期間

1月10日(木)まで受付中

※郵送の場合は1月10日(木)までの消印があるものに限り受け付けます

第一次試験日程

試験日/1月20日(日)
場所/JA土佐香美本所
(香南市野市町西野2704-2)

申込書配布場所

香南市役所総務課(本庁)・各支所
※香南市ホームページからもダウンロード可

《申込み・問い合わせ》
〒781-5292 香南市野市町西野2706
香南市役所総務課 職員係
☎0887-57-8500

お知らせ クローズアップ!

CLOSE UP 福祉



児童扶養手当の支給制限に関する所得の算定方法が変わりました。詳細は、福祉事務所までお問い合わせください。

ひとり親のご家庭へ 児童扶養手当の算定方法変更

■「全部支給の対象となる方の所得限度額が引き上げ」
前年の所得に応じて、手当を全額支給する「全部支給」対象者の所得制限限度額が平成30年8月分から左表のとおり引き上げになりました。

扶養する 児童等の数	全部支給となる所得制限限度額 (支給資格者本人)			
	収入ベース (これまで)	収入ベース (H30.8～)	所得ベース (これまで)	所得ベース (H30.8～)
0人	92万円	122万円	19万円	49万円
1人	130万円	160万円	57万円	87万円
2人	171.7万円	215.7万円	95万円	125万円
3人	227.1万円	270万円	133万円	163万円
4人	281.4万円	324.3万円	171万円	201万円
5人	335.7万円	376.3万円	209万円	239万円

■控除の適用が拡大しました

- ① 養育者および扶養義務者が未婚のひとり親の場合、児童扶養手当の支給制限のために所得を算定するに当たり、地方税法上の「寡婦・寡夫控除」が適用されたものとみなし、総所得金額等合計額から27万円(一定要件を満たす場合は35万円)を控除します。
- ※扶養義務者：受給者と同居している直系血族(父母、祖父母、子、孫など)および兄弟姉妹
- ※養育者：離婚した父または母に代わって児童を養育している祖父母など
- ② 土地収用で土地を譲渡した場合に生じる売却益などについては、児童扶養手当の支給制限のために所得を算定するに当たって、総所得金額等合計額から控除します。

問 福祉事務所 ☎57-8509

CLOSE UP INFORMATION

CLOSE UP 税

介護保険に関する税控除があるのをご存知ですか?

確定申告時に必要な書類を添付することで、税控除を受けられる場合があります。対象の方は、高齢者介護課での申請が必要です。

■受けられる控除は2種類

- ① **高齢者の障害者控除**
介護認定を受け認定基準を満たしている場合、障害者手帳を取得していなくても障害者控除が適用されます。

▼障害者控除額

区分	本人が障害者の場合		
	障害者	特別障害者	
所得税	27万円	40万円	
住民税	26万円	30万円	

区分	障害者である扶養親族または控除対象配偶者を有する場合		
	障害者	特別障害者	
		同居以外	同居の場合
所得税	27万円	40万円	75万円
住民税	26万円	30万円	53万円

■添付書類の申請方法

- ◆ 申請に必要なもの
 - ① 申請者の印鑑と本人確認書類
 - ② 対象者の介護保険被保険者証
- ◆ 申請窓口
高齢者介護課
- ◆ 書類の交付方法
判定後、後日郵送します。



問 高齢者介護課 ☎57-8510